

個人情報保護事務の手引

令和5年5月

東大和市

目次

I はじめに

1	個人情報保護制度の見直しについて	1
2	東大和市個人情報保護法施行条例等の基本的な考え	1
3	条例等の施行までの経過	1

II 解説

1	個人情報	2
2	個人情報ファイル	8
3	開示請求	9
4	訂正請求	23
5	利用停止請求	24
6	審査請求	25
7	審査会	29

III 資料

1	個人情報の保護に関する法律
2	個人情報の保護に関する法律施行令
3	東大和市個人情報保護法施行条例
4	東大和市個人情報保護法施行細則
5	東大和市個人情報保護審議会条例
6	東大和市個人情報保護審議会規則
7	東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例
8	東大和市情報公開・個人情報保護審査会規則

I はじめに

1 個人情報保護制度の見直しについて

これまで、地方公共団体における個人情報の取扱いは、個人情報保護条例で規律されてきた。このような中、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通を図るため、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正された。この改正により、令和5年度から地方公共団体に法が直接適用されることとなった。

そこで、法改正に対応するため、東大和市個人情報保護条例を廃止し、法により委任された事項等を定める東大和市個人情報保護法施行条例（以下「条例」という。）を制定し、令和5年4月から施行するものである。

2 東大和市個人情報保護法施行条例等の基本的な考え

法の規律を受け、当市の個人情報保護の水準が保たれるよう、市独自の保護措置を加え、条例及び東大和市個人情報保護法施行細則（以下「細則」という。）を制定した。

3 条例等の施行までの経過

- (1) 東大和市個人情報保護審議会へ諮問（令和4年7月）
- (2) 東大和市個人情報保護審議会から答申（令和4年8月）
- (3) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年9月）
- (4) パブリックコメントの実施（令和4年10月）
- (5) 令和4年第4回東大和市議会定例会に提案（令和4年11月）
- (6) 条例の公布（令和4年12月）
- (7) 細則の公布（令和5年2月）
- (8) 条例及び細則の施行（令和5年4月）

II 解説

1 個人情報

(1) 個人情報（法第2条第1項）

法において、次のように定義されている。

法第2条第1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

① 生存する個人に関する情報

死者の個人に関する情報は、個人情報に含まれない。

② 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

単体で、特定の個人の情報であることが分かるものを指す。

例：氏名、顔が写っている映像なども含まれる。

③ 文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項

ア 文書、図画

人の思想等を文字、記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等も含まれる。

イ 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を指す。電子情報に限定する趣旨ではなく、再生機器を用いなければ知覚し得ない録画テープ、録音テープにおける記録も含まれる。

ウ 音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項

モールス信号のように音で表示されるものや、手話のように動作で表示される

場合も含む趣旨であり、また映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も、「その他の記述等」に含まれる。

- ④ 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの

単体では特定の個人を識別することができない情報でも、もう一つの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを指す。

例：情報1（被保険者番号：12345678、保険料：40万円）

情報2（被保険者番号：12345678、氏名：大和 太郎、性別：男、生年月日：昭和A年B月C日、住所：東大和市中央3-930）

情報1と2を照合することで、情報1の情報が、大和太郎氏であると識別できる。

(2) 要配慮個人情報（法第2条第3項）

法において、次のように定義されている。

法第2条第3項

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

① 人種

皮膚の色等の身体的特徴を共有するとされている人の集団をいい、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く指称するもの。

② 信条

個人の基本的な考え方を意味し、思想と信仰の両者を包含するものを指す。信条それ自体ではなく、信条を推知させる個人情報は、要配慮個人情報には含まれていない。ある政党の機関誌を購読しているといった事実のように、思想又は信仰を推知させるにすぎない情報は、「信条」には含まれない。

③ 社会的身分

人が社会において占める継続的な地位を意味する。以下のものは含まない。

ア 職業的地位

イ 学歴

ウ 親子関係

エ 賭博常習者

オ 業務上横領罪における業務者

カ 高齢者

④ 病歴

病気に罹患した経歴を指す。これが例示されているのは、病気がその種類によっ

ては差別・偏見を生じさせるためである。風邪や花粉症のように社会的差別や偏見を生むとは限らない病歴についても、社会的差別や偏見を生む病気か否かの線引きが困難であることから、病気の種類、症状の軽重を問わず、要配慮個人情報となっている。

病歴に準ずるもの：心身の機能の障害、健康診断結果、診療調剤情報

⑤ 犯罪の経歴

前科、すなわち裁判で刑の言渡しを受けて、これが確定した事実を意味する。暴力団のような反社会的集団の構成員であることや、当該集団と関係している事実のみでは、「犯罪の経歴」に該当しない。裁判で刑の言渡しを受けて、これが確定していないとしても、刑事事件に関する手続が行われたことは、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）により要配慮個人情報に含められる。

犯罪の経歴に準ずるもの：刑事事件・少年保護事件に関する手続が行われたこと（逮捕歴等の前歴など）。

⑥ 犯罪により害を被った事実

一定の犯罪の被害を受けた事実をいい、身体的被害、精神的被害、金銭的被害の別を問わない。

金銭的被害の例：振り込め詐欺の被害に遭った事実

(3) 個人識別符号（法第2条第2項）

法において、次のように定義されている。

法第2条第2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

① 一号の個人識別符号

DNA、顔、虹彩、声紋、歩行態様、静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号など

② 二号の個人識別符号

旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号、各種保険証の番号、雇用保険の被保険者番号、地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号、地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号、地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号など

個人識別符号は、特定の個人と一対一の関係にあるため、特定の個人を識別することが可能である。そのため、個人識別符号を含む情報は、他の情報との照合により特定の個人が識別可能かの判断をするまでもなく、常に「個人情報」に該当し、個人情報に係る全ての規律に服することになる（そのため、法第2条第1項において、第1号の情報から個人識別符号が除外されている。）。

(4) 保有個人情報（法第60条第1項）

行政が取り扱う個人情報は、法において、次のように定義されている。

法第60条第1項

この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

① 行政機関等

法第2条第11項第2号・第4号により、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人も含まれる。

② 行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が、その遂行すべきものとして割り当てられる仕事を遂行する立場で作成し、又は取得したことを指す。職員が仕

事と全く離れて私的に作成したメモは公文書に該当せず、開示請求の対象とならない。

③ 組織的に利用する

作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることを指す。

④ 当該行政機関等が保有している

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態を指す。個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合も含まれる。保存期間が経過し、廃棄の手続がとられた場合は含まれない。

⑤ 地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とすることを指す。公報等その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや、一定の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものに記録されている個人情報は、「保有個人情報」から除外される。

(5) 行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）

法において、次のように定義されている。

法第60条第3項

この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

行政機関等匿名加工情報とは、一定の要件を満たす個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報のことを指す（法第60条第3項）。なお、匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことを指す（法第2条第6項）。

例：元情報（氏名、年齢、生年月日、金額）

行政機関等匿名加工情報（男性、30歳代、400万円台）

2 個人情報ファイル

(1) 個人情報ファイル（法第60条第2項）

法において、次のように定義されている。

法第60条第2項

この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

① 一号

本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定している。

ア 一定の事務

個人情報ファイルを保有する行政機関等（法第58条第1項各号に掲げる者を含む。）の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。

イ 体系的に構成したもの

一定の基準に基づいて個人情報が集められたもの。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

② 二号

本号は、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて規定している。

ア 特定の保有個人情報を容易に検索することができる

探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）が想定される。

3 開示請求

(1) 開示請求権（法第76条）

法において、次のように定義されている。

法第76条

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる（法第76条第1項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている（法第76条第2項）。

① 何人も

日本国民のみならず、全ての自然人を意味する。

② 自己を本人とする保有個人情報

個人がその個人情報の本人となっている場合の個人情報をいい、開示請求をすることができるのは、自己に関する個人情報に限られる。そのため、個人情報の開示請求をすることができるのは、当該個人情報の本人のみであり配偶者等家族の情報については本人以外の個人情報であるため、開示請求の対象とならない。

また、本人が未成年者の場合及び成年被後見人の場合に法定代理人による開示請求を行うことができるほか、本人が委任等により他人に代理権を与えて開示請求を行うことも認められている（法第76条第2項）。

(2) 開示請求の手続（法第77条）

法において、次のように定義されている。

法第77条

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

① 開示請求書の提出（法第77条第1項）

個人情報保護法に基づく開示請求は、開示請求権の行使であり、重要な法律関係の内容を明確にするため、書面で行われることが必要である。書面で行う方法は以下のとおり。

ア 来庁して行う。

イ 郵送で行う。

ファックス及び電子メールによる請求は、本人確認が困難であるため、不可とする。

② 開示請求書の不備

開示請求書に形式上の不備がある場合には、相当期間を定めて補正を求めることができる。

(3) 開示請求の宛先

開示請求の宛先は、開示請求の対象となる保有個人情報を有している機関（地方公共団体の機関。法第2条第11項第2号）となっているかどうかを確認する。正しい開示請求先を把握している場合などは、可能な限り開示請求者に当該情報を教示して、開示請求書を返戻する。

回送をした場合、開示請求者に対して、正しい宛先に開示請求書が到達した時点が「開示請求があった日」に当たることとなる旨を説明する。

(4) 開示請求の対象となる保有個人情報

開示請求の対象となるのは、保有個人情報（法第60条第1項）であり、保有個人情報に該当しない情報を対象とした開示請求は不開示決定をする。開示請求者の求める個人情報が、次のような事由に該当する場合には、それぞれその旨を教示するとともに、他の法令に基づく開示制度等がある場合には当該他の制度について教示するなど適切な情報提供に努める。

① 保有個人情報に該当しない場合

職員が組織的に利用するものとして当該行政機関等が保有しているものではない文書（個人的なメモ等）に記録されているもの等

② 開示請求の対象外となっている場合

法第124条第1項が規定する刑事事件の裁判に係る個人情報や、個別法において法の適用除外が規定されている基幹統計を作成するために集められた個人情報（統計法（平成19年法律第53号）第52条）、戸籍等に記録されている個人情報（戸籍法第129条）、登記簿に記録された個人情報（商業登記法（昭和38年法律第125号）第141条）に当たる場合など。

③ 保有されていない場合

法第124条第2項の規定に基づき行政機関等に保有されていないものとみなすものを含む。

開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求の時点において保有されている必要があるため、開示請求の時点において保有していない個人情報に対する開示請求が行われた場合については、不存在又は存否応答拒否（法第81条）を理由とする不開示決定を行うこととなる。

(5) 開示請求を求める保有個人情報の特定

保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、開示請求を受けた行政機関等において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要である。開示請求は、個人情報ファイル簿に記載される個人情報ファイルに限られず、散在情報についても対象となるが、保有個人情報が特定されるためには、ファイル名等の引用や、これらのファイル名等に更に限定を加える等により、対象となる保有個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要となる。このため、開示請求を求める保有個人情報の特定について、記載内容があいまいな場合や理解不能な場合は、開示請求者から求める保有個人情報の内容を十分に聴取し、関係部署等と連絡を取りながら、特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図ることが望ましい。

例：〇〇に関する資料

〇〇課の保有する保有個人情報

以上の場合、具体的に特定できるよう補正を求めることとなる。

開示請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。

(6) 開示方法

施行令第23条の規定により、以下のいずれかを開示請求書に任意的に記載することができる。

- ① 求める開示の実施の方法
- ② 事務所における開示の実施を希望する日
- ③ 写しの送付の希望

「開示の実施の方法」とは、保有個人情報文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは各行政機関等が定める方法を指す。

「事務所における開示」とは、写しの送付による開示の方法以外の方法による開示を指す。

開示請求書に記載された開示の実施の方法による開示の実施ができない場合には、施行令第24条第2項第2号の規定により、その旨を開示決定通知書に記載して開示請求者に通知することになるが、来所による請求の場合は、開示請求者の利便性を考慮し、受付の時点で明らかなものについては、その時点でその旨を教示することが望ましい。

(7) 開示請求に係る本人確認（法第77条第2項）

① 本人確認の方法

開示請求者は、施行令第22条で定めるところによる本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示又は提出しなければならない（法第77条第2項）。なお、開示請求に当たり本人であることを示す書類が提示又は提出されない場合は、電話等で当該書類の提出を求めることになるが、開示請求者が応じない場合には、当該開示請求を拒否することになる。

② 法定代理人による開示請求

未成年者や成年被後見人は、自ら開示請求をすることが困難な場合も考えられることから、法定代理人による代理請求も認められている。

ア 未成年者

年齢が満18歳に達しない者

イ 成年被後見人

民法第8条の後見開始の審判を受けた者

ウ 法定代理人

民法上の法定代理人

(ア) 未成年者の法定代理人

- ・親権者（民法第818条）
- ・未成年後見人（民法第839条）

(イ) 成年被後見人の法定代理人

・成年後見人（民法第8条）

開示請求を行う法定代理人に対して、上記①の本人確認の方法に留意しつつ、施行令第22条第1項又は第2項に規定する法定代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、法定代理人本人であることを確認するとともに、同条第3項に規定する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有することを確認する。

なお、なりすましや利益相反の防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応する。法定代理人による開示請求の場合であっても、当該保有個人情報を法定代理人に開示することにより本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号に規定する不開示情報）に該当する場合もあるため、同号該当性の判断に当たり、必要に応じて本人の意思確認を行う。

(8) 任意代理人による開示請求

開示請求を行う任意代理人に対して、上記の事項に留意しつつ、施行令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、同条第3項に規定する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人の任意代理人の資格を有することを確認する。

なお、なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねる。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応を行う。

(9) 開示請求書の補正について（法第77条第3項）

開示請求書に形式上の不備があると認める場合には、開示請求者に対して、相当の期間を定めて、開示請求書の補正を求めることができる（法第77条第3項）。補正を求めるに当たっては、次の事項に留意する。

① 形式上の不備がある場合

開示請求書に形式上の不備があるときは、速やかに、補正を求めるか請求を拒否する決定をするかのいずれかを行わなければならないが、適切な情報提供を行うなどにより、できる限り補正を求めることが望ましい。

② 補正を求める場合の相当の期間

行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて行政機関の長等が判断

する。

③ 補正の方法

補正については、開示請求者に対して、窓口への来所による開示請求書の修正又は開示請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求め、開示請求者本人に開示請求書の記載を修正してもらうことが望ましい。明らかな誤字・脱字など不備が軽微な場合や、開示請求者本人に開示請求書の記載の修正を求めることが困難な場合等には、開示請求者の了解を得た上で、窓口等の担当者が本人に代わって記載を修正することも可能。この場合には、修正した開示請求書の写しを開示請求者に送付し確認を求めるなど事後のトラブルが生じないように、修正箇所や本人確認を記録する等、十分配慮することが必要となる。

④ 補正の参考となる情報の提供

保有個人情報の特定が不十分である開示請求がなされた場合には、法第77条第3項の趣旨を踏まえ、開示請求者に対して、保有個人情報の特定に資する情報の提供を積極的に行う。特定不十分として不開示決定を行うということは、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など開示請求者側に特別の事情がなければ生じないものである。

(10) 不開示情報該当性（法第78条第1項）

① 不開示情報該当性の審査

開示請求を受けた保有個人情報が存在するかどうかを確認し、それが存在する場合には、当該保有個人情報について法第78条第1項に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査する。審査の結果、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かを判断する。

② 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合等開示請求を受けた保有個人情報を保有していない場合（例：文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合や開示請求の対象外となっている場合などがある。）は、開示請求者に対しその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、開示請求者がそれでも開示請求を維持する場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行う。

③ 不開示情報該当性の審査

保有個人情報の内容、利用目的に照らし、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。不開示情報は、法第78条第1項に規定する不開示情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の不開示情報に該当することもある。また、法第78条第1項に規定する不開示情報のほか、条例で定められた不開示情報、反対に、法で不開示情報とされているものを条例で開示情報とするものもある（条例第3条）。

ア 条例で定められた不開示情報（東大和市情報公開条例第7条第7号に掲げる情

報（同号中「公開請求者」とあるのは「開示請求者」と、「公に」とあるのは「開示と」読み替える。))

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

イ 法で不開示情報とされているものを条例で開示情報とするもの(東大和市情報公開条例第7条第2号ウに掲げる情報(同号ウに規定する公務員等の氏名(市の地方公務員に限る。))に係る部分に限る。))

当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名(市の地方公務員に限る。))に係る部分

(11) 不開示情報該当性(法第78条第1項)

① 個人に関する情報(法第78条第1項第1号及び第2号)

ア 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報(第1号) 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、場合によっては開示が本人の権利利益を害するおそれがある場合もあり得るため、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされる。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報(第2号) 開示請求を受けた保有個人情報の中に、本人以外の個人(第三者)に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

例1：氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの

例2：開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

ウ 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記イの開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれる。

(ア) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(ウ) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報

当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

② 法人等に関する情報（法第78条第1項第3号）

法人等に関する情報として不開示となる情報法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次のものは、不開示情報とされている。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

③ 国の安全等に関する情報（法第78条第1項第4号）

本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には、適用はしない。ただし、別途、法第78条第1項

第7号イが適用される。

④ 公共の安全等に関する情報（法第78条第1項第5号）

本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には、適用しない。ただし、別途、法第78条第1項第7号ロが適用される。

⑤ 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）

ア 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報となる。

イ 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、地方公共団体等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われたりする等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行う。審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合、本号に該当する。

⑥ 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして次に示す情報は、不開示情報とされる。

ア 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独

- 立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

⑦ 任意提供情報(条例第3条第2項)

情報公開条例との整合を図るため、市では、法が規定する不開示情報のほかに、東大和市情報公開条例第7条第7号(任意提供情報)に掲げる情報を不開示情報としている。任意提供情報とは、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもので、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報である。

(12) 部分開示の可否の検討(法第79条)

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、次の場合には部分開示をしなければならない。

- ① 不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合(法第79条第1項)。
- ② 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限り、)が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の特定の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合(法第79条第2項)。

(13) 裁量的開示の検討(法第80条)

行政機関等として法第78条の不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量し、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができる。

(14) 存否応答拒否の検討（法第81条）

保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる。このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならないが、安易にこの規定を適用して開示請求権の行使を妨げないように、慎重に判断をする。

(15) 開示決定（法第82条第1項）

以下の①から④の場合を除いて、開示請求に係る保有個人情報が存在する場合、開示決定を行う。

- ① 開示請求に係る保有個人情報について不開示情報に該当し、開示できる部分がない場合（法第78条）
- ② 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合
- ③ 開示請求に係る保有個人情報が不特定等の事由により補正を求めたものの、開示請求者がこれに応じなかった場合
- ④ 存否応答拒否の場合（法第81条）

(16) 不開示決定（法第82条第2項）

開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨を書面により通知する。

(17) 開示決定等の期限

① 原則的な期限（法第83条第1項）（条例第5条）

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日の翌日から14日以内に、全部又は一部開示か不開示決定を行わなければならない。

② 期限の延長について（法第83条第2項・法第84条）

開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、前記①の原則的な期限内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができる（法第83条第2項）。この場合には、開示請求者に対して、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。期限の延長を行った場合、開示請求があった日の翌日から44日以内に、全部又は一部開示か不開示決定を行わなければならない。

③ 事務処理上の困難その他正当な理由

以下の状況などを考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断を行う。

ア 請求に係る保有個人情報の量の多少

- イ 請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度
- ウ 当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量
- エ 他の業務の繁忙
- オ 勤務日

(18) 開示決定等に係る第三者意見の聴取

① 任意的意見聴取をする場合（法第86条第1項）

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該情報が法第78条に規定する不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聴く必要があると認められる場合、よりの確な開示決定等を行うため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。「第三者」とは、開示請求者以外の者（個人又は法人その他の団体）を指す。この第三者には、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下、「国等」という。）は含まれないため、開示請求に係る保有個人情報にこれらの情報が含まれている場合であっても、同条の意見聴取手続の対象とはならない。ただし、開示・不開示の判断を行うに当たって国等から意見を聴取することが必要と判断する場合もある。その場合は、開示・不開示の判断を行うための国等への調査の一環として、適宜の方法により、関係する国等に対して意見の照会や事実関係の確認を行う。

② 必要的意見聴取をする場合（法第86条第2項）

開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために、次の規定に基づき当該情報を開示しようとするときは、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず、所在が判明しない場合には、その必要はない。

ア 法第78条第1項第2号ロ又は同条第3号ただし書の規定

イ 法第80条（裁量的開示）の規定

③ 意見聴取の手続

ア 必要的意見聴取

当該第三者に対し、所定の事項を書面により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない（法第86条第2項）。意見書の様式を通知書に同封する。

イ 任意的意見聴取

通知を書面により行うことが法令上定められていないが、意見照会を行ったことを明確にしておく観点から、通常は書面により行う。

ウ 第三者に通知する書面

開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日、意見書の提出先等を記載する。（施行令第25条第2項及び第3項）。このうち、「当該第三者に関する情報の内容」については、開示請求者の権利利益を不当に侵害しな

いように留意しつつ（政令第25条第1項）、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する。

エ 意見書の内容

単に開示に賛成か反対かの記載のみでは、行政機関の長等が開示決定等の参考にならないため、具体的な理由等を記載してもらおう。第三者が開示決定について反対する旨の意見を提出したとしても、本条による意見書提出の制度は、第三者に同意権を与えたものではない。行政機関の長等が第三者の意見書の内容に拘束されることはなく、最終的に判断するのは行政機関の長等になる。

④ 意見書の提出期限

行政機関の長等は、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならないことから、意見書の提出は提出期限を設けることとなる（施行令第25条第2項及び第3項）。提出期限を設定するに当たっては、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する。

⑤ 反対意見書を提出した第三者への通知等

意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に行政機関の長等が開示決定をするときは、「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」とされている（法第86条第3項）。これは、第三者において保有個人情報の開示決定の取消しを求める争訟を提起して開示の執行停止の申し立てを行う期間を確保するためだが、第三者から反対意見書が提出されているにもかかわらず開示決定を行う場合には、開示決定後直ちに、当該第三者に対して書面により、開示決定を行った旨、その理由及び開示実施日を通知する。

(19) 開示の実施方法（法第87条第1項・第2項）

① 保有個人情報を記録する行政文書等の種類による具体的な開示の実施方法

保有個人情報の開示については、開示請求に係る保有個人情報の記録状況に応じて、以下の方法により行う。

ア 文書又は図画

閲覧又は写しの交付

イ 電磁的記録

(ア) ビデオテープ、録音テープ

視聴

(イ) その他の電磁的記録

印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、視聴又は複写が容易であるときは、視聴又は光ディスクに複写したものの交付により開示を行うことができる。

② 部分開示の実施方法

保有個人情報の部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう開示の実施の方法ごとに適切に行う。また、開示の実施を受ける者にとって、部分開示（部分不開示）の範囲や量が明確になるように開示を実施する。

ア 文書又は図画

原本のコピーに黒塗りをを行い、さらにコピーしたものを閲覧に供する。写しの交付についても、閲覧の場合と同様の作業を行った上で交付する。

イ 電磁的記録

用紙に出力したものを閲覧により部分開示する場合は、上記アの「文書又は図画」と同様の方法により行う。写しの交付を行う場合には、原本である電磁的記録を複写して同一のものを作成し、当該複写物の不開示情報について情報の置換え等を行い交付を行う。

(20) 開示の実施方法等申出書の確認（法第87条第3項・第4項）

開示決定に基づき開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として30日以内に、求める開示の実施の方法等（施行令第26条第3項各号）を書面により申し出る（法第87条第3項）。この場合の30日とは、開示を受ける者が行政機関等の発出した開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、当該申出書を投かん等すれば足りる。行政機関等が郵送により開示決定通知書を発出する場合、一般的に当該通知があったことを知り得る状態になるのは、日本国内であれば、開示決定通知書の発出からおおよそ2日ないし3日後と考えられることから、その日が「通知があった日」とする。

なお、30日の申請期間内に申出をすることができなかつたことについて、災害や病気療養中等の正当な理由がある場合には、30日経過後であっても申し出ることができる。このため、30日経過後の申出があった場合には、期間内に申出ができなかつたことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは開示する。

(21) 手数料（法第89条）

手数料は無料とするが、写しの交付等に必要な費用を求める。ただし、写しの交付を受ける者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である場合は、写しの作成に要する費用を免除することができる（条例第4条）。

(22) 写しの交付等に必要な費用の納付方法

当該地方公共団体の条例・規則等で定める方法により、送付に要する費用を納付する（施行令第28条第4項）。

4 訂正請求

(1) 訂正請求権（法第90条）

法において、次のように定義されている。

法第90条

何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる（法第90条第1項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている。

① 事実とは

氏名、性別、生年月日、年齢、住所、日時、金額、数量等の客観的に判断できる事項を指す。

② 訂正とは

追加や削除も含む。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められる（法第90条第2項）。

5 利用停止請求

(1) 利用停止請求権（法第98条）

法において、次のように定義されている。

法第98条

何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる（法第98条第1項）。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求が認められている（法第98条第2項）。

6 審査請求

(1) 審査請求人

① 処分についての審査請求処分に不服がある者が審査請求をすることができる(行政不服審査法第2条)。自己情報の開示請求をして、全部開示の決定がなされた場合であっても、その開示決定に不服があれば審査請求をすることができる。例えば、開示決定がされた場合に、その保有個人情報に第三者の情報が記載されており、開示されることによりその第三者の権利が害されるなどの理由で、当該第三者も決定に不服があるとして審査請求をすることができる。必ずしも開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者のみが審査請求人となるわけではない。

② 不作為についての審査請求

開示請求、訂正請求又は利用停止請求をし、相当の期間が経過したにもかかわらず決定が出されない場合に、請求をした者は不作為についての審査請求をすることができる(行政不服審査法第3条)。

(2) 審査請求先

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、行政不服審査法第4条各号に定める審査請求をすべき行政庁に対して、審査請求をすることができる(行政不服審査法第2条)。

また、裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできる。

① 当該処分を行った処分庁に上級行政庁がない場合

当該処分庁(行政不服審査法第4条第1号)

② ①以外の場合(例:消防長、公営企業管理者)

最上級行政庁(多くの場合地方公共団体の長)(同条第4号)

(3) 審査請求ができる期間

開示決定等の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である(行政不服審査法第18条第1項)。また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求することができない(同条第2項本文)。審査請求ができる期間経過後に審査請求書が提出された場合、審査請求書の受付を拒否するのではなく、審査請求書は受理した上で、不適法であるとして却下の決定をすることになる。審査請求書は郵送でも提出することができる。この場合、送付に要した日数は審査請求期間の計算に算入しない(同条第3項)。

(4) 審査請求書の提出

審査請求書の提出により審査請求を行う(行政不服審査法第19条第1条)。

(5) 審査請求書の記載事項

様式の定めがないため、自由な書式で審査請求書を作成することができるが、行政不服審査法では、次の事項について必ず記載することを要求している。

① 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の審査請求の場合

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所(行政不服審査法第19条第2項第1号)

- イ 審査請求に係る開示決定等の内容（行政不服審査法第19条第2項第2号）
 - ウ 審査請求に係る開示決定等があったことを知った年月日（行政不服審査法第19条第2項第3号）
 - エ 審査請求の趣旨及び理由（行政不服審査法第19条第2項第4号）
 - オ 決定通知書における教示の有無及びその内容（行政不服審査法第19条第2項第5号）
 - カ 審査請求の年月日（行政不服審査法第19条第2項第6号）
 - キ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合にはその代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所（行政不服審査法第19条第4項）
 - ク 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合には正当な理由（行政不服審査法第19条第5項）
- ② 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求の場合
- ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所（行政不服審査法第19条第3項第1号）
 - イ 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日（行政不服審査法第19条第3項第2号）
 - ウ 審査請求の年月日（行政不服審査法第19条第3項第3号）
 - エ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合にはその代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所（行政不服審査法第19条第3項第4号）
- (6) 補正について
- 審査請求書の記載内容に不備がある場合は、審査請求人に対し補正を命じる（行政不服審査法第23条）。審査請求人が相当の期間内に補正命令に応じなかった場合、審査請求は不適法なものとして却下する（行政不服審査法第24条第1項）。補正を命じないで却下裁決した場合は、当該却下裁決は違法となる。
- (7) 諮問をしない場合
- ① 次の場合は、諮問機関に諮問をしない（法第105条第1項・第3項）。
- ア 審査請求が不適法であり、却下する場合（法第105条第1項第1号）
 - (ア) 審査請求の対象とならない行為について審査請求をした場合
 - (イ) 審査請求適格を有しない者からの審査請求の場合
 - (ウ) 審査請求人に審査請求に係る処分の取消し等を求める法律上の利益がない場合
 - エ 審査庁違いの場合
 - オ 審査請求期間を徒過してなされた審査請求の場合
 - カ 審査請求書の補正命令に応じなかった場合
 - キ 特定の処分又は不作為ではなく抽象的な不服に関する審査請求の場合
- イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を

開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）（同項第2号）

ウ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合（同項第3号）

エ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合（同項第4号）

② 審査会の諮問が不要ではない場合には、審査会に諮問を行う。審査請求から諮問を行うまでの期間については、行政不服審査法にも個人情報保護法にも規定はないが、速やかな諮問を行うものとする。

（8）執行停止の申立て

審査請求をしたことで、処分の効力、処分の執行、手続きの続行は停止されない（行政不服審査法第25条第1項）。

特に自己情報の開示請求に対し、全部又は一部の開示決定がなされた場合で、開示される情報の中に第三者の情報もあり、その第三者が開示決定に不服があつて審査請求をする場合に問題となる。

処分の効力等を停止させるためには、審査請求に併せて、執行停止の申立てをする必要がある。執行停止申立書のみ提出はできず、審査請求書の提出が前提となる。

審査庁は、当該審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は職権で、執行停止をすることができる（同条第2項）。

審査請求人からの執行停止申立てがあつた場合に、処分の効力、処分の執行、手続きの続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、執行停止をしなければならない（同条第4項）。

執行停止の申立ては、裁決の前まで行うことができるが、通常は審査請求と同時にを行う。

審査庁は、執行停止の申立てについては審査会に諮問する必要はなく、審査庁の判断で執行停止をすることができる（同条第7項）。

執行停止を行ったときは、審査請求の裁決の日までは開示しないことになる。

（9）弁明書の提出

① 審査庁は、処分庁に対して、審査請求に対する弁明書の提出を求める。審査庁が処分庁である場合には、相当の期間に弁明書を作成する（行政不服審査法第29条第2項）。弁明書は必ず提出しなければならない。

② 弁明書の記載事項

ア 処分についての審査請求に対する弁明書には、以下を記載する（同条第3項第1号）。

（ア）処分の内容

（イ）処分の理由

イ 不作為についての審査請求に対する弁明書には、以下を記載する（同項第2号）。

- (ア) 処分をしていない理由
- (イ) 予定される処分の時期
- (ウ) 内容及び理由

③ 提出された弁明書の副本は、審査請求人及び参加人に送付する（同条第5項）。

(10) 反論書の提出

審査請求人は、送付された弁明書に対して、反論書を提出することができる（行政不服審査法第30条第1項前段）。

(11) 審査庁の審理

審査庁の審理では、審査請求人は、次のこともできる。

- ① 口頭意見陳述の申立て
申立てをすることができる。
- ② 証拠書類等の提出
証拠書類又は証拠物を提出できる。
- ③ 物件の提出要求
書類その他の物件の所持人に対し提出を求める申立てができる。
- ④ 参考人の陳述及び鑑定
参考人陳述又は鑑定の申立てができる。
- ⑤ 検証
検証の申立てができる。
- ⑥ 審理関係人への質問
審理関係人への質問の申立てができる。
- ⑦ 提出書類等の閲覧等
提出書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができる。

(12) 審理手続の終結

審査庁は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する（行政不服審査法第41条第1項）。審理手続の終結時期は、法に規定はない。審査会に諮問する場合、答申を受けるまでに審理を終結することもでき、答申を受けてから審理を終結し、裁決を行うこともできる。審査庁が審理手続を終結したときは、審査庁は審理関係人に対し、審理手続が終了した旨の通知をする（同条第3項）。

7 審査会

(1) 諮問

審査請求があったときは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」に諮問を行う（法第105条第1項・第3項）。

(2) 諮問をした旨の通知

① 地方公共団体の機関は、諮問をした場合、次の者に対し、諮問をした旨の通知をする（法第105条第2項・第3項）。

ア 審査請求人及び参加人（同条第2項第1号）

行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人

（ア）審査庁の許可を得て参加人となった者（法第105条第1項）

（イ）審査庁の求めに応じて参加人となった者（法第105条第2項）

イ 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）（同項第2号）

ウ 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）（同項第3号）

② 通知は書面で行う。

(3) 諮問後の審査請求の流れ

① 審査会による審査

審査会は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として置かれているため、審査会の調査審議の手續については、同条第3項により、行政不服審査法第5章第2款の規定が準用される。

② 審査会の調査権限

審査会は、審査庁から提出された書面等に基づき審査を行うが、職権での調査も認められている（行政不服審査法第74条）。

調査権限は、以下のとおり。

ア 審査関係人（審査請求人、参加人又は審査庁）に主張書面又は資料の提出を求めること

イ 適当と認める者に知っている事実の陳述又は鑑定を求めること

ウ その他必要な調査

③ 意見の陳述

ア 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（行政不服審査法第75条第1項）。

イ 審査会が必要ないと認める場合には、口頭意見陳述の機会を付与しないことができる（同項ただし書）。

（ア）審査請求人の主張を全面的に認める場合

（イ）すでに同種の事案で先例が確立している場合

以上の場合には、口頭意見陳述を開かなくとも審査請求人の不利益にはならないため、審理の迅速性効率性より、口頭意見陳述を開かないことができる。

ウ 口頭意見陳述に際しては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる（同条第2項）。補佐人は、専門知識を有する者や通訳など、審査請求人や参加人を援助できる第三者を指す。審査庁は、適切な職員に口頭意見陳述を行わせることができるので、補佐人の出頭は認められない。

④ 主張書面等の提出

審査関係人は、審査会に対し、主張書面や資料を提出することができる（行政不服審査法第76条前段）。

審査会は、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めることができる（同条後段）。審査会が定めた提出期間が短すぎたため、審査請求人が主張書面等の提出ができず、棄却裁決がなされたときは、そのことが裁決固有の瑕疵となりえる。

⑤ 委員による調査手続

審査会は、指名する委員に必要な調査をさせ、又は審査関係人の口頭意見陳述を聴かせることができる（行政不服審査法第77条）。

⑥ 提出資料の閲覧等

ア 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面や資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる（行政不服審査法第78条第1項前段）。審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は交付を拒むことができない（同項後段）。

イ 行政不服審査法第81条第3項では、行政不服審査法第80条を準用していないので行政不服審査法施行令第23条の規定（「交付」に関する規定）は地方公共団体の審査会には準用されない。

ウ 写しの交付の手数料は無料とするが、写しの交付等に必要な費用を求める。

⑦ 答申書の送付等

審査会は、審査の結果については答申書を作成し、写しを審査請求人及び参加人に送付し、答申の内容を公表する（行政不服審査法第79条）。

⑧ 裁決書の送付

審査庁は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく裁決を行う（行政不服審査法第44条）。裁決は次のいずれかとなる。

ア 却下

審査請求が不適法の場合

イ 棄却

審査請求に理由がない場合

ウ 容認

審査請求に理由がある場合

審査庁は、答申に法的に拘束されるものではなく、自らの責任で裁決をしなければならない。裁決後、審査庁は、審査請求人に対して裁決書の謄本を送付する。謄本が審査請求人に送達されることにより、その効力が発生する。

⑨ 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

次のいずれかの裁決をする場合には、行政不服審査法第86条第3項の規定を準用し、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置く（法第107条第1項）。

ア 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決（同項第1号）

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をする場合、当該情報は開示する。その結果、その第三者の権利が害されるおそれがあるため、第三者に取消訴訟等を提起する機会を与える必要がある。

イ 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）（同項第2号）

当初の決定よりも開示する部分を拡大する裁決を行うことになった場合も、第三者の権利保護を図る必要がある。